⑥ 給与支払報告書（総括表）

富谷市長あて　令和　年　月　日提出

納入書	指定番号	富谷市受付日

法人・個人番号		事業種目	
フリガナ		受給者総人員	人
給与支払者の名称または氏名		報告人員　計（①+②+③）	人
所得税の源泉徴収をしている事務所または事業の名称		①特別徴収（給与天引）	人
所在地	〒	普通徴収（個人納付）②退職者	人
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名		③退職者以外	人
担当者の氏名及び所属課係名ならびに電話番号	（　）　内線	報告人員のうち専従者数	人
関与税理士等の氏名・電話番号	（　）　内線	特別徴収用の納入書	要・不要

提出する給与支払報告書の中に前職分を含めて報告する方はいますか。	はい・いいえ	前職分を含んでいる場合、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「前職の支払者名・住所・支払金額・社会保険料・源泉徴収税額」を必ず記入してください。

ホッチキスは使用しないでください

※切り取らないでください

※宛名等に変更がある場合は、朱書きで訂正してください。

給与支払報告書（総括表）について

1　この給与支払報告書（総括表）は昨年の提出履歴をもとに送付しています。令和6年1月1日現在富谷市在住の方がいない場合は、提出する必要がありませんので破棄してください。
2　報告人数について、特別徴収と普通徴収の内訳を必ず記入してください。給与所得者の市民税・県民税の徴収については原則として特別徴収にすることが義務づけられています。正当な理由がない場合は普通徴収を選択することができませんので、特別徴収の対象として処理させていただきます。（地方税法第321条の3第1項）
3　市データ処理票につきましては、読取機械で処理しますので、一切記入せず返送してください。
4　報告人数と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致していることの確認をお願いします。
5　給与支払報告書提出後に、従業員の異動（退職や転勤等）が生じた場合、4月15日までに異動届を提出してください。なお、4月16日以降に提出された異動届については、年度当初の税額決定通知には反映されませんのでご注意ください。（地方税法第317条の6第2項）

送付先
〒981-3392　宮城県富谷市富谷坂松田30番地
富谷市役所　市民生活部税務課　住民税担当　あて

市データ処理票

01

・このデータ処理票は、切り取らずに総括表とあわせて返送してください。
・独自の総括表を使用される場合でもこのデータ処理票を同封してください。
・このデータ処理票は、直接機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。

特別徴収指定番号

市使用欄								
							人	

給与支払報告書（個人別明細書）について

平成29年度分より様式が大幅に変更されていますので、**必ず規定の新様式で提出してください。**
作成される際に特に下記の内容にご注意願います。

1　個人番号の記入（給与の支払いを受ける者・控除対象配偶者・控除対象扶養親族）
2　住宅借入金等特別控除の額の内訳の記入（住宅借入金等特別控除の可能額・居住開始年月日等）
3　令和6年1月1日時点で住民登録が富谷市にある方が対象になります。必ず本人に確認し、間違いのないようにお願いします。住民登録が確認できない場合、給与支払報告書を返送させていただくことがあります。
4　システムによる印字を行っている事業所につきましては、印字箇所の誤り等がないか必ず確認をお願いします。

給与支払報告書提出期限

令和6年1月31日（必着）

提出期限を厳守願います。